

令和3年度 交楽会運営方針

1. 交楽会綱領の遵守

○全職員は、交楽会綱領の理念を認識し、良質で適切なサービスを提供するため、援助を必要とする人々のニーズを理解できるようなやさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作を培うよう、サービス提供者としての自覚を持ち、福祉を実践する。

2. 人材確保及び人材育成

○働きやすくやりがいの感じられる職場づくりを推進するため、継続した人材確保、人材育成に重点を置き利用者・家族さらには地域住民が満足できるきめ細かなサービス提供ができるよう、個々人にあつた研修を実施し資質の向上を図る。

○秋田県の「介護サービス事業所認証評価制度」については、認証基準要件を満たしていることを確認したうえで申請し、早期に認証取得して職員の定着、人事確保に繋げる。

3. 苦情解決及び法令遵守

○各事業所に苦情解決責任者を置き、利用者が苦情を申し出やすい環境を整え、第三者委員の協力を得ながら利用者の苦情を速やかに解決し、利用者の心身の安定を図り、施設の社会的信頼を確保する。

○介護報酬改定や障害福祉サービス報酬改定等経営に重大な影響を与える法改正を十分検討し健全な経営を目指す。事業活動が円滑に行えるよう労働関係法令を正しく理解し遵守していくため、業務管理体制の整備と取り組みを強化する。

4. 地域福祉の推進

○地域に根ざした社会福祉法人として、積極的に地域との連携強化を図り、地域から信頼される「地域公益活動」に努める。(地域ニーズの把握、ボランティア、実習受入、地域行事への参加、介護教室等)

5. 効率的な運営体制と安定経営

○社会福祉法人制度改革に対応した経営組織のガバナンス強化。

○社会福祉法人の特徴である高い公益性を確保するため、本部の運営管理機能を強化し、各事業所間の連絡・連携を密にして、人事、福利厚生、評価事業、職員研修、広報活動等を総括し推進する。

○安定した経営を図るため中長期収支を明確化し、1. 経営の透明性の確保及び経費削減、2. 迅速かつ適切な情報開示、3. 社会情勢や経営環境の変化に対応した対策、4. 財務規律と事業の見直しを積極的に進めていく。

事業計画

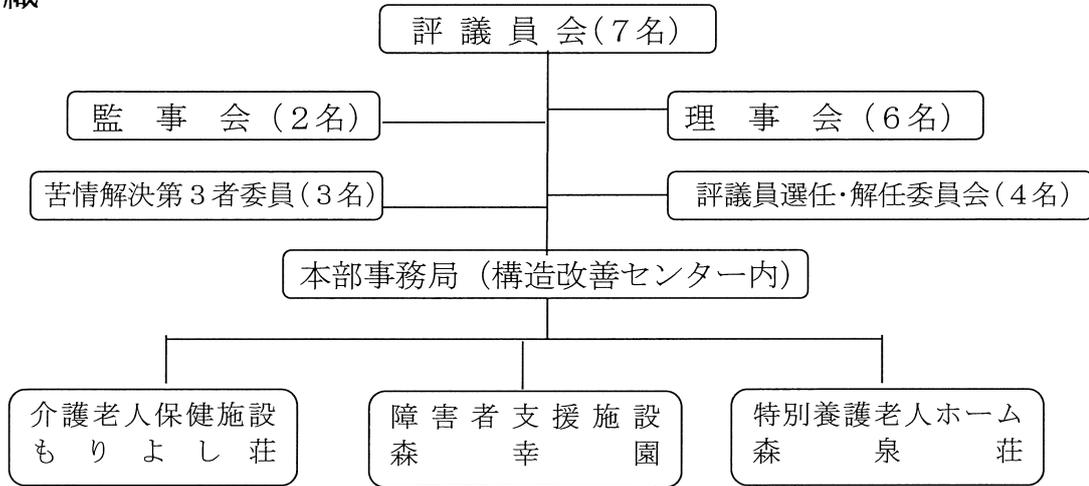
月	日	事業・行事等	場所
R3 4月	1日 3日 毎水曜 下旬 〃	辞令交付式、理事長新年度訓示 秋田看護福祉大学入学式 理事長決裁 理事会 合同会議、施設長会議	本部、各施設 大館市 本部 本部 本部
5月	毎水曜 中旬 〃 下旬 〃 〃	理事長決裁 理事長訪問 北秋田市社会福祉施設経営者協議会総会 合同会議 法人内会計担当者等打合せ 法人内監事監査	本部 各施設 北秋田市 本部 〃 〃
6月	毎水曜 上旬 〃 下旬 〃	理事長決裁 理事会 秋田県社会福祉施設経営者協議会総会 合同会議、施設長会議 第1回定時評議員会	本部 〃 秋田市 本部 〃
7月	毎水曜 上旬 中旬 下旬 〃 〃 31日	理事長決裁 外部監査実施 理事長訪問 合同会議、施設長会議 苦情受付相談コーナー 苦情受付相談コーナー 処遇改善加算実績報告(介護・障害)	本部 本部 各施設 本部 森幸園 もりよし荘 各施設
8月	毎水曜 上旬 中旬 〃 下旬 〃	理事長決裁 外部監査 秋田県経営協セミナー 理事長決裁 合同会議、施設長会議 法人内会計担当者等打合せ	本部 対象施設 秋田市 本部 〃 〃
9月	毎水曜 上旬 〃 中旬 〃 下旬 30日	理事長決裁 森吉地区敬老式 苦情受付相談コーナー 理事長訪問 R4.4.1 正職員新卒採用求人募集〆日 合同会議、施設長会議 再雇用希望〆日	本部 森吉ｽﾎﾞﾙ 森泉荘 各施設 本部 〃 本部

月	日	事業・行事等	場所
10月	毎水曜 1日 中旬 下旬 〃 〃 〃	理事長決裁 民生協会開園祭 正職員新卒採用試験 苦情受付相談コーナー 北海道・東北ブロックセミナー 合同会議 合否通知	本部 北秋田市 本部 もりの郷 青森市 本部 〃
11月	毎水曜 中旬 下旬 〃	理事長決裁 理事長訪問日 合同会議、施設長会議 評価作業部会	本部 各施設 本部 〃
12月	毎水曜 上旬 下旬	理事長決裁 理事会 合同会議、施設長会議	本部 〃 〃
R4 1月	毎水曜 4日 中旬 下旬 〃 〃	理事長決裁 正職員登用事務連絡掲示 理事長訪問 正職員登用試験(作文) 合同会議、施設長会議 交楽会評定者研修	本部 各施設 〃 本部 〃 〃
2月	毎水曜 上旬 〃 〃 中旬 〃 下旬 〃 〃 〃 〃	理事長決裁 正職員登用試験 北都会総会 登用試験合格発表掲示 施設長会議・理事会 職員異動内示掲示(各施設) 合同会議、施設長会議 法人内会計担当者等打合せ 人事考課にかかる評定面接及び開示(～3/31) 社会福祉施設経営者協議会県北会総会	本部 〃 北秋田市 各施設 本部 各施設 本部 〃 各施設 大館市
3月	毎水曜 上旬 〃 〃 中旬 下旬 〃 〃 31日	理事長決裁 苦情解決担当者会議 理事長訪問日(予算査定) 理事会 交楽会新任職員研修会 合同会議、施設長会議 評議員会 退職者(定年)辞令交付式	本部 〃 各施設 本部 〃 〃 〃 〃

令和3年度

社会福祉法人 交楽会 (設立…H2. 7. 12) 組織及び事業内容

1. 組織



2. 事業

介護老人保健施設 もりよし荘 H3. 4. 12 開所

- ・ 入所事業定員 100名 (内、短期入所事業5名)
- ・ 通所リハビリテーション事業定員 25名
- ・ もりよし荘居宅介護支援事業
- ・ 認知症グループホームもりの家 18名

障害者支援施設 森幸園 H5. 4. 1 開所

- ・ 施設入所支援 70名 障害福祉サービス 99名 相談支援事業
- ・ 共同生活援助(ホートホーム)25名 (もりの郷15名、であいの家5名、陣場岱ハイツ5名)
- ・ 短期入所事業(もりの郷)1名
- ・ 通所介護(デイサービス)
- ・ 共生型生活介護デイサービス } 10名

特別養護老人ホーム 森泉荘 S58. 4. 1 開所 H9. 4. 1 受託

- ・ 入所事業定員 50名
- ・ 短期入所事業 13名

3. 定例会

1. 理事長出勤日 週1回
2. 合同会議 月1回
3. 施設長会議 月1回
4. 各施設事務担当打合せ 年3回
5. 各作業部会 随時

4. 職員数 (R3. 4. 1)

	正職	臨職等	合計
・ 本部	4名	0名	= 4名
・ もりよし荘	65名	34名	= 99名
・ 森幸園	64名	33名	= 97名
・ 森泉荘	30名	22名	= 52名
計	163名	89名	= 252名

交 楽 会 綱 領

交楽会は、社会福祉を实践する組織として、常に社会福祉の本質を追求しながら、心身に支障をきたして援助を必要とする人々に、良質で適切なサービスを提供することを旨とするものである。

社会福祉を实践する者の学習した社会福祉の知識と技術が、援助を必要とする人々にとって真に生かされる為には、その者が援助を必要とする人々のニーズを理解できるような、やさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作が培われなければならないものである。

社会福祉を实践する者は、援助を必要とする人々のプライバシーとノーマライゼーションの権利を侵すことなく、自己の援助する言動を常に自己評価し、慈愛と忍耐をもって福祉を实践するものである。

介護老人保健施設<もりよし荘>においては、寝たきり及びそれに準ずる高齢者・認知症高齢者が、その障害を可能なかぎり改善し、自立生活の範囲を拡げ、家庭復帰できるように支援する。

特別養護老人ホーム<森泉荘>は、常時介護を要し、在宅介護が困難な高齢者に、生命の尊厳を尊んだ適切な居住環境と介護看護サービスを提供する。

障害者支援施設<森幸園>は、その障害のため、生活援護と自立支援を要する人々に、人権の尊重、社会的不利の改善及びノーマライゼーションを前提とした社会参加の援助サービスを提供する。また、地域に暮らす人達が、障害があっても高齢になっても、地域（家庭を含む）で安心して暮らし続けることができるよう支援する。

交楽会福祉実践の指針

1. 人間の尊厳を尊び、如何なる生へも最善の援助を行なう。
2. 利用者の人権を尊重し、利用者中心の適切なサービス提供を行なう。
3. 利用者の生命の質を重んじたサービス提供を行なう。
4. 利用者とのインフォームド・コンセントを重んずる。
5. 心の表現が不自由な利用者の、ニーズを汲み出すような援助を行なう。
6. 地域に開かれた施設、地域から選択される施設造りに努める。
7. 交楽会各施設の交流を密にし、連携を高め、機能向上に努める。
8. 職員は驕ることなく、感謝の念をもって良質なサービスに徹する。
9. 社会福祉の知識と技術にふさわしい、人間としての資質を醸成する。
10. 優・親・和・誠・忍を五訓とする。即ち、
優しさ・親切・和やか・誠実・忍耐を職員のマottoとする。

事業計画

基本理念

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。

家族や地域の人々、関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

運営方針

- ① 人権を尊重し、常に利用される人の立場にたった目標、支援計画を立て、必要なサービスの提供に努めます。
- ② 個々の状態に応じて、体力や機能の維持・改善、活動や参加の促進等、自立生活を支援するため、計画的にリハビリテーションを行います。
- ③ 多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰と在宅介護支援を目指します。
- ④ 家族や地域住民との結びつきを大切にして、市町村や各種事業者、保健・医療・福祉機関などとも連携し、地域と一体となったケアに努めます。
- ⑤ 適切な施設運営と予算管理に努めます。

事業の内容と目的

- ① 介護保険施設サービス事業（入所）
介護保険法に基づき、要介護と認定された方が、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、医学的管理のもとに看護・介護及び機能訓練その他必要な支援をするとともに、その方の居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 短期入所療養介護事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ③ 通所リハビリテーション事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要介護状態と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ④ 居宅介護支援事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要介護状態となった方が、可能な限りその居宅において、日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その方の状況・環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正、中立に支援します。
- ⑤ 認知症共同生活介護事業（介護予防事業を含む）
認知症の診断があり、介護保険法に基づき、要介護状態と認定された方が、なじみの空間なじみの人間関係の中で、心身共に安定した日常生活を営むことにより、その状態を緩和、又は、維持することを目指します。

《重点目標》

介護保健施設サービス（入所・短期入所）

- ① 介護報酬改定年にて、基本型を維持しながら新規加算算定や介護サービスの利用者情報（CHASE）提出に努めます。
- ② 職員間の協調性、コミュニケーションを深めることにより意識の共有、相互理解に努め、働き甲斐のある職場を目指します。
- ③ 平均入所率 98%（入所 9 6 人・短期 2 人）を目標とし、相談体制の見直し、また医療連携室、居宅介護支援事業所、各部門、ユニットと連携を図りスムーズな入所に努めます。
- ④ 委員会体制や内部研修のあり方を見直し、ユニット合同研修会、全体研修会と共に、虐待禁止、身体不拘束、個人情報、接遇に取り組み、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続できる体制構築に努めます。

通所リハビリテーション

- ① 平均通所利用率 72%（予防 3%含む）を達成できるように、定員情報提供や各事業所間との連携を図り、迅速な対応で利用者確保に努めます。また土、日曜日が休日になるため、利用者が困惑しないよう情報を届けます。
- ② 通所リハビリの目的を再確認し、リハビリの必要性を利用者様に周知し、利用者様、ご家族にとって真に必要なとされるサービスに取り組みます。
- ③ リハビリを中心とした身体機能や日常生活における動作の改善だけでなく、張りのある豊かで、楽しく生活を送れるよう地域の人達とのふれあいの場としサービス提供に努めます。
- ④ ご家族及び関係機関との連携を密にし、状態変化や、利用中の情報提供を迅速に行います。
- ⑤ 安全支援委員・感染予防委員を中心に予防意識を高め、事故や感染症の予防対策を徹底し、災害時でもサービスが提供できる体制構築に努めます。

居宅介護支援事業所

- ① 医療機関と情報連携を図り、ケアマネジメントを行います。
- ② 過去の相談者の生活状況を再確認し、支援の必要性を感じた際は関係機関へ繋がります。
- ③ 一人体制の事業所として、支援計画から給付管理業務まで滞りなく行います。
- ④ 研修会等へ積極的に参加し、多職種連携に努めます。

認知症対応型共同生活介護

- ① 母体施設との連携を密に図り、さくら、コスモス両館、職員間のコミュニケーションを深め利用者が生き生きと過ごせる環境づくりに努めます。
- ② 報告・連絡・相談の基本を徹底し、利用者の状況や状態の把握に努めます。
- ③ 地域連携を今まで以上に取り組み、地域社会に開かれた施設を目指します。
- ④ 災害・緊急時等の不測の事態に備え、マニュアル等を確認し、災害時にもサービスが提供できる体制構築に努めます。

基本理念

1、個人の尊厳と権利の尊重

利用者一人ひとりの人間としての尊厳を尊重し、安全で安心、和やかな生活を送ることが出来るようにします。

2、人権の擁護

利用者の主体性と特性を尊重した支援に徹し、障害を理由とするいかなる差別、虐待その他あらゆる権利利益の侵害から利用者を守ります。

3、社会への参加支援

利用者が地域社会の一員として、年齢、性別、障害の状態にかかわらず、様々な分野への活動参加や社会貢献を視野に入れ、豊かで楽しい生活が送れるように支援します。

運営方針

1、利用者の立場に立ったサービスの提供

利用者一人ひとりの意思および思いを大切に、安全・安心な支援を心がけ、常に利用者本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2、人権擁護、虐待防止体制の強化

虐待の全否定こそが、利用者支援の根本であることへの職員の認識強化を図り、利用者の尊厳と人格の尊重、虐待防止、差別解消に努めます。

3、利用者が地域の一員として安心して暮らせる社会づくり

地域資源を活用し地域との関わりと連携を大切に、利用者の社会参加が増えるようにします。又利用者が住み慣れた環境の中で望む生活や社会貢献活動ができるよう努めます。

4、働きやすい職場づくり

より良い人間関係、チームワーク、労務管理、安全管理に努め、働きやすい施設づくりに努めます。

重点事項

1. 感染症対策の徹底

- (1) 本人、家族からの同意を得て、行政・嘱託医と連携を図り、新型コロナウイルスワクチン接種が円滑に行われよう努めます
- (2) 感染症 BCP 計画の作成、研修、訓練実施にて感染症発生時の対応に混乱が生じないように努めます。

2. 事業運営

- (1) とっとカンパニーを廃止し、リサイクルカンパニーを開始するに当たり、アルミ缶回収量を増やせるよう、自治会等に協力を仰ぎます。
- (2) 前年度、利用者確保が課題となっていた短期入所について、関係機関と連携を図り利用者確保につながるよう努めます。
- (3) 報酬改定により、基本報酬、処遇改善加算等が減額となっている。
新たに、重度障害者支援加算を算定し減収を抑えるよう努めます。
- (4) 前年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、利用者旅行、外出等制限していたが感染状況を勘案しながら、県内日帰り旅行や市内外出等を計画し、楽しみが得られるよう努めます。

3. 施設整備

- (1) もりの郷の屋根の張替え、電熱線工事を行い雨漏り等の改善を図ります。
- (2) 機械設備の老朽化に伴う修繕を計画的に行います。
- (3) 東地区3棟、グループホームの非常用電源設置を計画的に行い、災害時に備えます。
- (4) 大規模修繕補助金申請(更なるユニット化、個室化、配管等)、陣場岱ハイツ建替えの補助金申請に向け、計画的に検討を進めます。

4. リスクマネジメントへの取り組み

- (1) 運営基準の一部見直しにおいて、身体拘束適正化委員会の定期的開催が義務化されたことを踏まえ、虐待防止委員会と併せ毎月委員会を開催し、適正化を図ります。
- (2) 安全対策部会及びリスクマネジメント委員会において事故の要因分析、リスク分析を強化し、より効果的な再発防止策の策定に努めます。

5. 職員の資質の向上

- (1) リモート環境の整備を進め、コロナ禍においても外部研修の機会を確保するとともに施設内研修、会議の開催を集合型から分散型に切り替えができるよう努めます。
- (2) 資格取得の推奨、サービス管理責任者、リスクマネージャー、強度行動障害支援職員の養成を図ります。

6. 地域や家族との連携強化

- (1) 関東圏からの面会制限継続の中で、利用者支援や施設運営に対し安心と信頼が得られるよう、家族との連絡を密にします。
- (2) 後援会活動、地域防災、除雪ボランティアを通して、地域一帯で相互の連携や理解を深めます。

【森泉荘の基本理念】

老人福祉の理念及び法人の『倫理綱領』に基づき関係法令を遵守すると共に、人権尊重の理念に基づき、常に一人ひとりの生命の尊厳を尊んだ適切な介護看護サービスに努め、施設職員としてふさわしく公正、公平に対応します。

また、ご家族との連携を密にし、健康管理と事故防止に努め快適な生活環境の中で利用者が充実した生活が送れるよう努めます。

【運営方針】

(1) 適切な事業の運営に努めます。

- ・法人諸規定を遵守します。
- ・外部委員を含めた入所判定委員会開催により、適正な入所に努めます。
- ・利用率の維持向上に努め、適切な施設運営を目指します。

〈目標〉施設入所者 利用率 98.0%
短期利用者 利用率 98.0%

(2) 適切な労務管理と、人材育成に努めます。

- ・各種研修への積極的参加を推進します。
- ・資格取得へのサポートを強化します。
- ・職員の意向を事業計画に反映させます。

(3) 地域交流に努めます。

- ・各種団体や個人ボランティアとの繋がりを深めます。
- ・地域住民との交流を密にし、非常時の協力体制を一層深めます。

重点事項

1. 明るい職場作りの推進

- (1) 働きやすい職場環境作りと、人材育成及び職員の資質向上を図る
- (2) 職場規律及びコンプライアンスの遵守

2. 実践を主体とした介護の充実

- (1) 1人ひとりに寄り添った支援と個別ケアに関わる時間の確保
- (2) 認知症ケア技術ユマニチュードの学習会の実施と専門性の向上
- (3) 余暇活動の充実による心の健康と身体機能の維持向上
- (4) ヒヤリ・事故報告に対する速やかな検討と検証による再発防止の強化
- (5) 報告、連絡連携、相談、話し合いの機会の確保、記録の徹底

3. 衛生管理の徹底

- (1) 利用者の立場に立った快適な生活環境の整備
- (2) 衣類、寝具、屋内外の清潔保持

4. 医療看護の適正

- (1) 褥瘡予防と適切な対応
- (2) 異常の早期発見・早期対応と残存機能の維持向上
- (3) 感染症予防対策の徹底
- (4) 尊厳ある生活を支えるための思いやりのある看護
- (5) 看取り体制の充実による、利用者・ご家族との信頼関係作り

5. 喜ばれる食事の提供

- (1) 食事の意欲につながる料理の提供
- (2) 安全、安心な食事の提供
- (3) 個々の状態に合わせた食事の提供

6. 災害防止と対策の確立

- (1) 自衛消防年間計画に基づいた防火設備の点検整備と防災訓練の実施
- (2) 風水害、土砂崩れを想定した避難訓練の実施

7. 家族・地域とともにある施設

- (1) ご家族との連携及び地域交流と貢献による相互扶助関係の向上
- (2) ボランティア、実習生等受け入れ
- (3) 施設内介護教室の開催及び地域への発信
- (4) 地域との防災活動協力の構築及び訓練の実施